1　次の問いに答えなさい。

(1) 次の文は学校保健安全法施行規則の一部である。(　①　) ～ (　⑮　) に当てはまる語句を答えなさい。

第九条　学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその (　①　) (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第十六条に規定する (　①　) をいう。) に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

一　疾病の (　②　) を行うこと。
二　必要な (　③　) を受けるよう指示すること。
三　必要な (　④　)、(　⑤　) 等を受けるよう指示すること。
四　療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
五　(　⑥　) への編入について指導及び助言を行うこと。
六　学習又は (　⑦　) の軽減、停止、変更等を行うこと。
七　(　⑧　)、対外運動競技等への参加を制限すること。
八　(　⑨　) 又は腰掛の調整、(　⑩　) の変更及び学級の編成の適正を図ること。
九　その他発育、健康状態等に応じて適当な (　⑪　) を行うこと。

第十条　法第十三条第二項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

一　感染症又は (　⑫　) の発生したとき。
二　(　⑬　) により感染症の発生のおそれのあるとき。
三　夏季における休業日の直前又は直後
四　(　⑭　)、(　⑮　) その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
五　卒業のとき。

(2) 次の文は「保健室の備品等について (通知) (令和３年２月３日　２文科初第１６３３号)」において、「４　保健室について」の改められた内容である。文中の (　ア　) ～ (　カ　) に当てはまる語句を答えなさい。また、文中の下線部、学校環境衛生に関する機器について新しく加わったものを５つ答えなさい。

４　保健室について

(1) 保健室は、学校保健安全法 (昭和三十三年法律第五十六号) 第 (　ア　) 条の規定により、健康診断、(　イ　)、(　ウ　)、(　エ　) その他の保健に関する措置を行うために設けられるものであるから、これに応じた設備をすることが必要であること。

(2) 保健室は、使用に便利で通風、(　オ　) の良好な位置に設けるとともに、地域の実態に応じて (　カ　) の設備を備えることが必要であること。

(3) 保健室には、最低限、別紙の備品を備えることが適当であるが、その品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとし、例えば、学校環境衛生検査に使用する機器等で、年間の使用頻度が数回程度のものについては、数校の兼用として差し支えないものであること。

2　結核に関する次の問いに答えなさい。

（1）次の文の①～⑤に当てはまる語句を、下の語群ア～シから選んで答えなさい。

・結核とは、全身の感染症であるが、肺に病変を起こすことが多い感染症である。（　①　）が気道から肺に入って、肺に小さな初感染病巣ができれば初感染が成立したとされるが、発病に至らない場合も多い。

・感染経路は、主として（　②　）感染である。

・結核の感染を受けたが発病しておらず、無症状であるものの、活動性結核への進展を防ぐための治療が必要な場合を（　③　）結核感染症という。

・乳幼児や免疫が低下した場合に多くみられる重症型で、リンパ節等の病変が進行して（　①　）が血液を介して散布されると、感染は全身に及び、肺に多数の小病変が生じる。これを（　④　）結核という。

・結核治療においては、きちんと服薬を続けることが肝要である。服薬を途中でやめると、薬の効かない菌（耐性菌）が出来てしまうので、保健所では結核に罹患した者の服薬支援を行っている。この服薬支援のための取組を（　⑤　）といい、平成27年から保健所は学校等に（　⑤　）を依頼できることとなった。保健所が個々の症例に対して服薬支援計画（例：直接目の前で服薬してもらう、残薬が減っていることを確認する、服薬したら連絡をもらう等）を立てるので、もし保健所から学校に依頼があった場合には、学校は保健所の服薬支援計画に従って、当該児童生徒等の服薬支援を行う。もし服薬がきちんとできていないと考えられる場合には、直ちに保健所に連絡をとり、保健所に対応してもらう必要がある。

【語群】	ア　結核菌	イ　結核ウイルス	ウ　日和見	エ　空気	オ　接触
	カ　多剤性	キ　潜在性	ク　多発性	ケ　粟粒	コ　泡沫
	サ　DOST	シ　DOTS			

（2）下の図は、小・中学校の児童生徒に対する定期健康診断における結核検診の流れを示したものである。（　ア　）～（　オ　）に当てはまる語句を答えなさい。

【概要】

問診による情報の把握　　対象：全学年

①本人の結核罹患歴
②本人の予防投薬歴
③（　　ア　　）
④（　　イ　　）
⑤自覚症状、健康状態（特に、（　　ウ　　）の長引く咳や痰）
⑥BCG接種歴

↓

（　　エ　　）による診察

上記①～⑥の問診結果及び（　エ　）の診察の結果、必要と認められた者

↓

（　　オ　　）への報告

（　オ　）は必要に応じて、地域の保健所や結核の専門家等の助言を受ける

↓

精　　密　　検　　査

↓

事　　後　　措　　置

（3）海外からの児童生徒を受け入れる際の対応について、どのような対応が必要か。具体的に答えなさい。

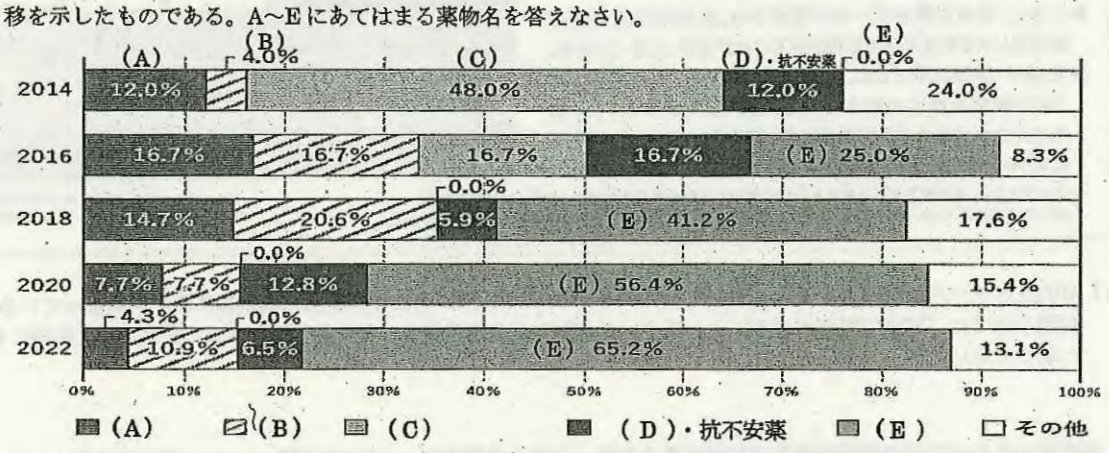
3　薬物乱用防止教室マニュアル－令和５年度改訂－（公益財団法人　日本学校保健会）より、学校における薬物乱用防止教育について、次の問いに答えなさい。

（1）次の文の（　①　）～（　⑤　）に当てはまる語句を答えなさい。

ア　薬物乱用とは、薬物を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用することであり、乱用は、（　①　）の問題ではなく、（　②　）でも乱用である。

イ　薬物依存とは、薬物乱用の繰り返しの結果、その薬物の使用に対する（　③　）を失った状態を指すのであって（　④　）や（　⑤　）を指すわけではない。

（2）下記の図は、全国の精神科医療施設を受診している薬物依存症の患者のうち、10代の患者の主たる薬物の年次推移を示したものである。A～Eにあてはまる薬物名を答えなさい。



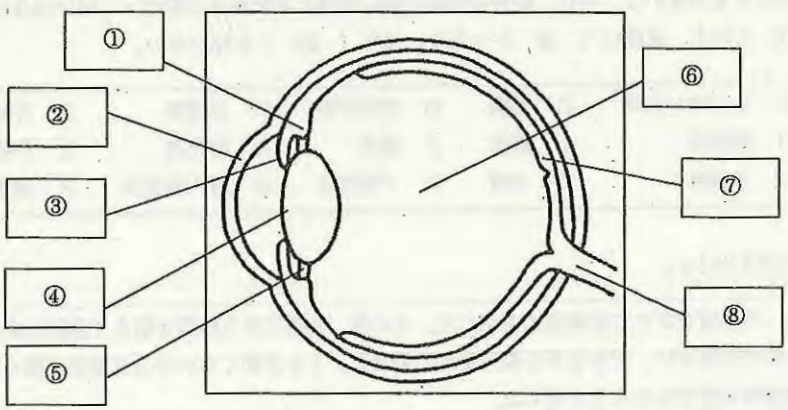
嶋根卓也．他：令和４年度厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」
https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/165692　研究報告書　p.133　図３：10代の主たる薬物の推移　より

（3）上記Eの推移を見て、読み取れることはどのようなことですか。現代の課題を含めて説明しなさい。

（4）薬物乱用防止教室を学校で行う必要性について、①児童生徒の発達段階の特性　②学校の特性　に分けて説明しなさい。

4　次の問いに答えなさい。

（1）次の図は、目の構造を示したものである。図中の①～⑧の名称を答えなさい。



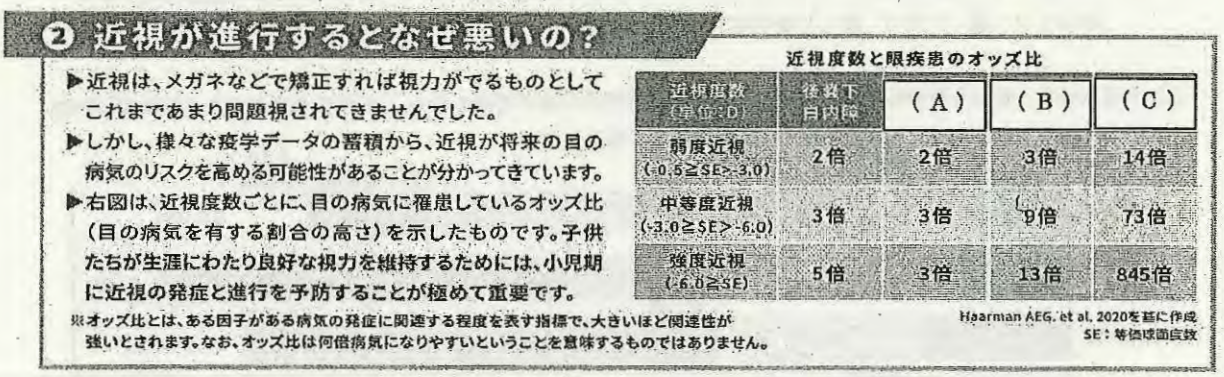
（2）目の外傷が発生した場合、特に注意すべき症状を３つ答えなさい。

（3）目の外傷の発生後、応急処置のポイントを３つ答えなさい。

5　目の保健指導について次の問いに答えなさい。

（1）　福井県が行っている「子どもの目と歯の健康プロジェクト」で示されている、「目の健康を守る３箇条」を答えなさい。

（2）　次の資料は、「子供の目の健康を守るための啓発資料（保護者向け）」（文部科学省）の一部である。様々な疫学データの蓄積から、近視が将来の目の病気のリスクを高める可能性があることが分かってきている。資料の空欄（　Ａ　）～（　Ｃ　）に当てはまる眼疾患名を答えなさい。



❷ 近視が進行するとなぜ悪いの？

▶近視は、メガネなどで矯正すれば視力がでるものとしてこれまであまり問題視されてきませんでした。
▶しかし、様々な疫学データの蓄積から、近視が将来の目の病気のリスクを高める可能性があることが分かってきています。
▶右図は、近視度数ごとに、目の病気に罹患しているオッズ比（目の病気を有する割合の高さ）を示したものです。子供たちが生涯にわたり良好な視力を維持するためには、小児期に近視の発症と進行を予防することが極めて重要です。

※オッズ比とは、ある因子がある病気の発症に関連する程度を表す指標で、大きいほど関連性が強いとされます。なお、オッズ比は何倍病気になりやすいということを意味するものではありません。

近視度数と眼疾患のオッズ比

近視度数（単位：D）	矯正下自内障	（Ａ）	（Ｂ）	（Ｃ）
弱度近視（-0.5≧SE>-3.0）	2倍	2倍	3倍	14倍
中等度近視（-3.0≧SE>-6.0）	3倍	3倍	9倍	73倍
強度近視（-6.0≧SE）	5倍	3倍	13倍	845倍

Haarman AEG, et al. 2020を基に作成
SE：等価球面度数

（3）GIGAスクール構想により１人１台端末の時代となりICT活用による目の健康への影響に関心が高まっている。保護者あてに「家庭で気をつけること」についてお知らせを出す場合、どのような内容にしますか。具体的に５つ答えなさい。

6　教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引－令和３年度改訂－（公益財団法人　日本学校保健会）より、児童生徒の主な心身の健康問題と対応について、次の問いに答えなさい。

（1）次の（　①　）～（　⑩　）に当てはまる言葉を下の語群Ａ～Ｒから選んで答えなさい。

ア　月経困難症とは、月経に随伴して起こる病的症状で、月経時あるいは（　①　）より始まる強い（　②　）や（　③　）を主症状として、腹部膨満感、嘔気の順に多くみられる。子宮内膜症等に起因する（　④　）月経困難症と特定の疾患のない（　⑤　）月経困難症に分類され、思春期では（　⑤　）月経困難症が多い。
（　⑤　）月経困難症は年齢、妊娠出産とともに軽快すると説明されていることが多いが、痛み止めを飲んでもおさまらない、日常生活に支障をきたす場合などは、心身の症状への対処や治療の選択肢、子宮内膜症のリスクなどを考慮して、（　⑥　）を勧めることが望ましい。

イ　月経前症候群（PMS）とは、月経前３～１０日間の（　⑦　）に続く精神的あるいは身体的症状で、（　⑧　）とともに減弱あるいは消失するものをいう。特に、精神症状が主体で精神の不安定さが際だって強い場合は月経前不快気分障害（PMDD）と呼ぶ。原因は（　⑨　）であり、通常（　⑩　）を伴わない。

【語群】												
Ａ	月経開始	Ｂ	ホルモン異常	Ｃ	悪寒	Ｄ	精神障害	Ｅ	月経期	Ｆ	月経直前	
Ｇ	相談	Ｈ	機能性	Ｉ	疾患	Ｊ	腰痛	Ｋ	卵胞期	Ｌ	月経直後	
Ｍ	黄体期	Ｎ	月経終了	Ｏ	不明	Ｐ	下腹部痛	Ｑ	婦人科受診	Ｒ	器質性	

（2）次の事例を読んで、問いに答えなさい。

中学２年生女子のＡさんが、月経痛を訴えて保健室に来室した。その後、月経に伴う腹痛を訴えて頻回に来室するようになった。ある時、保健室で休養中に、泣きながら悩みを話し始めた。３ヶ月前くらいから月経痛が強くなり、これまでに数回の嘔吐や過呼吸等の症状もあったと話した。

①Ａさんに保健指導をする際、養護教諭としてどのような目標を立てますか。２つ答えなさい。

②養護教諭として、Ａさんにどのようなことを指導しますか。５つ答えなさい。

19　教科等専門　［養護教諭］　解答用紙　（その１）

【配点】

1 （1） 2点×15＝３０点　（2） 2点×６＝１２点　／　1点×５＝５点
2 （1） 2点×５＝１０点　（2） 2点×５＝１０点　（3） 3点×１＝３点
3 （1） 2点×５＝１０点　（2） 2点×５＝１０点　（3） 5点×１＝５点　（4） 3点×２＝６点
4 （1） 2点×８＝１６点　（2） 2点×３＝　６点　（3） 3点×３＝９点
5 （1） 2点×３＝　６点　（2） 2点×３＝　６点　（3） 3点×５＝１５点
6 （1） 2点×10＝２０点　（2） ①3点×２＝６点　②　3点×５＝１５点

計２００点

1	(1)	①	保護者	②	予防処置	③	医療	④	検査	⑤	予防接種
		⑥	特別支援学級	⑦	運動・作業	⑧	修学旅行	⑨	机	⑩	座席
		⑪	保健指導	⑫	食中毒	⑬	風水害等	⑭	結核	⑮	寄生虫病
	(2)	ア	7			イ	健康相談	ウ	保健指導		
		エ	救急処置			オ	採光	カ	冷暖房		
		温湿度計				風速計		WBGT（暑さ指数）計			
		ガス採取器セット				ダニ検査キット					
2	(1)	①	ア	②	エ	③	キ	④	ケ	⑤	シ
	(2)	ア	家族等の結核罹患歴			イ	高まん延国での居住歴	ウ	２週間以上		
		エ	学校医			オ	教育委員会				
	(3)	6カ月以上の高まん延国での居住歴のある児童生徒等は入学時または転入時の１回、精密検査の対象とする。									
3	(1)	①	回数			②	1回	③	自己コントロール		
		④	言動の異常			⑤	身体的異常				
	(2)	A	覚醒剤			B	大麻	C	危険ドラッグ		
		D	睡眠薬			E	市販薬				
	(3)	近年は、市販薬による薬物依存症患者が増加しており、依存症に特に注意が必要である。									
		市販薬は、薬局・薬店（ドラッグストア）で販売されており、手に入れやすく、乱用に対する法律上の罰則規定がないため、乱用されやすい薬物である。									
		市販薬は、個々の薬で急性影響や依存性などの影響度が異なるが、総じて過量服薬（オーバードーズ）により心身の健康に悪影響があり、場合によっては死に至る。　等									
	(4)	① 発達段階の特性		心身の発育・発達過程にあたるため薬物の影響が成人より深刻なかたちで現れる。							
				薬物乱用のきっかけが起こりやすい時期である。　等							
		② 学校の特性		学校は、発達段階に対応して系統的な指導を行うことができる。							
				ハイリスクグループのみを対象とするのではなく、学校や学年あるいは学級全員の児童生徒を対象としており、薬物乱用の問題を広い視野で捉えて指導することができる。　等							

その１小計	合計

4	(1)	①	毛様体	②	角膜	③	虹彩	④	水晶体	
		⑤	毛様体小帯	⑥	硝子体	⑦	網膜	⑧	視神経	
	(2)	・まぶたを開くことができるか								
		・見え方は変わったか								
		・全身症状があるか　等								
	(3)	・まぶたを無理に開かない　・眼を強く押さえない								
		・眼に異物が入らないように覆う								
		・眼と眼の周辺を清潔に保つ　等								
5	(1)	姿勢をよくしよう		規則正しい生活をしよう		時々、目を休めよう				
	(2)	A	緑内障	B	網膜剥離	C	近視性黄斑変性症			
	(3)	・目を画面から３０㎝以上離して使う								
		・30分に１回は、２０秒以上画面から目を離して、遠くを見る								
		・部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する								
		・端末の利用時間等のルールを決める								
		・寝る１時間前は、デジタル機器の利用を控える　等								
6	(1)	①	F	②	P　(　J　)	③	J　(　P　)	④	R	
		⑤	H	⑥	Q	⑦	M	⑧	A	
		⑨	O	⑩	B					
	(2)	①	・月経のしくみと月経に伴う心身の症状を理解する。							
			・月経前・月経中の症状に応じた生活を送ることができる。　等							
		②	・月経のしくみと月経に伴う症状を理解させる。							
			・生活習慣を振り返らせ、必要に応じて見直しをさせる。							
			・心身の症状が出た時の対処方法について指導する。							
			・受診の必要性を理解させ、受診を促す。							
			・受診後は医師の指示に従い、薬を処方された場合は、服薬管理に応じた生活について指導する。　等							

その２小計